長崎市監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和2年3月27日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘

同 三谷利博

同 西田実伸

同 山口政嘉

令和元年度

監査報告

定期監查 · 行政監查

長崎市監査委員

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

部 局 名	所 属 名
総務部	総務課、人事課、職員研修所、行政体制整備室、統計
	課、情報システム課
環境部	環境政策課、廃棄物対策課、環境整備課、中央環境セ
	ンター、東部環境センター、三京クリーンランド埋立
	処分場
土木部	土木総務課、土木企画課、土木建設課、用地課
	地域福祉課、地域整備課、土井首地域センター、深堀
 南総合事務所	地域センター、香焼地域センター、伊王島開発総合セ
刊心口	ンター、高島ふれあいセンター、野母崎ふれあい新港、
	野母崎農村活性化センター
消防局	総務課、予防課、警防課、指令課
消防局中央消防署	警防1課、警防2課
消防局北消防署	警防1課、警防2課
消防局南消防署	警防1課、警防2課
議会事務局	総務課、議事調査課
上下水道局業務部	総務課、経理課、料金サービス課
 教育委員会教育総務部	恐竜博物館準備室、香焼公民館、為石地区公民館、香
秋日女只云牧日心切印	焼図書館
 教育委員会学校教育部	香焼学校給食共同調理場、伊王島学校給食共同調理
秋日女只五十亿秋日即	場、三和学校給食共同調理場

第3 監査の期間

令和元年9月4日から令和2年2月26日まで

第4 監査の範囲

平成30年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務

なお、収入事務については使用料及び手数料(行政財産の目的外使用を除く)に係る 一連の事務手続きを、支出事務については負担金、補助及び交付金を重点項目とし、 その他の科目については、必要に応じて対象科目を抽出した。また、現金等管理事務 については、現金関係等の管理・保管についてを範囲とした。

第5 監査の方法

財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第6 監査委員の除斥

支出事務については負担金、補助及び交付金を監査の範囲としており、政務活動費が 含まれる。西田実伸監査委員及び山口政嘉監査委員は、議員として平成30年度の政務 活動費の交付を受けているため、議会事務局の政務活動費に係る監査については地方 自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第7 監査の結果

財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効果的 に行われているかについては、おおむね適正なものと認められたが、一部において、 次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

指摘事項(法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適 当と認めたもの)

1 収入事務について

(1) 平和公園長崎市営ラグビー・サッカー場等の附属設備使用料の収納について

[土木総務課]

平和公園の長崎市営ラグビー・サッカー場、陸上競技場及び庭球場の附属設備であるコイン式のロッカー、シャワーの使用料を年に2回しか回収・収納していない。また、平成29年度末に回収・収納していないため、前年度の附属設備使用料が平成30年度に回収・収納した使用料に含まれている。

附属設備使用料については、長崎市会計規則の規定に則り適正に回収・収納すると ともに、歳入の所属年度区分についても地方自治法施行令第142条第1項第3号の規 定に則り適正に行われたい。

(2) 元宮公園三和少年交流センターの利用許可事務について [土木総務課] 元宮公園三和少年交流センターの利用の許可に関する事務については、長崎市組織 規則第7条において土木総務課の分掌事務と規定されているが、当該申請に係る利用 の許可の決裁がなされていない。

当該施設の利用の許可に関する決裁について、土木総務課において適正に行われたい。

(3) 野母崎ふれあい新港及び野母崎農村活性化センターの利用許可事務について 「南総合事務所地域福祉課]

野母崎ふれあい新港及び野母崎農村活性化センターの利用の許可に関する事務を 野母崎地域センターが行っているが、当該事務は長崎市組織規則第7条において南総 合事務所地域福祉課の分掌事務と規定されている。

当該施設の利用の許可に関する事務については、南総合事務所地域福祉課で行われたい。